

表 1 労働安全衛生法および労働安全衛生規則に関するもの

労働安全衛生法

第 68 条（病者の就業禁止）

事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

労働安全衛生規則

第 45 条の 2（海外派遣労働者の健康診断）

事業者は、労働者を本邦外の地域に 6 月以上派遣しようとするときは、あらかじめ、当該労働者に対し、第 44 条第 1 項各号に掲げる項目（既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長・体重・腹囲・視力及び聴力の検査、胸部エックス線検査及び喀痰検査、血圧の測定、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査、心電図検査）及び厚生労働大臣が定める項目のうち医師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、本邦外の地域に 6 月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるとき（一時的に就かせるときを除く。）は、当該労働者に対し、第 44 条第 1 項各号に掲げる項目（同上）及び厚生労働大臣が定める項目のうち医師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

第 61 条（病者の就業禁止）

事業者は、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第一号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

- 一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
 - 二 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
 - 三 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者
- 2 事業者は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。

表2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関するもの

第18条（就業制限）

都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第12条第1項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

2 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

3 前項の規定の適用を受けている者又はその保護者は、都道府県知事に対し、同項の規定の適用を受けている者について、同項の対象者ではなくなったことの確認を求めることができる。

4-6項 略

第73条（罰則）

医師が、感染症の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者を含む。次条第1項において同じ。）であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2項 略

3 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であった者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、第1項と同様とする。

第74条 感染症の患者であるとの人の秘密を業務上知り得た者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2項 略

表3 学校感染症の出席停止期間の基準（『学校保健安全法施行規則』平成24改正）

種別	対象と期間	備考
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう，南米出血熱，ペスト マールブルグ病，ラッサ熱 急性灰白髄炎，ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで 『感染症法』の1，2類感染症（結核を除く）
第2種	インフルエンザ…………… 発症後5日経過し，かつ解熱後2日（幼児は3日）経過するまで （鳥インフルエンザ（H5N1），新型インフルエンザ等感染症を除く） 百日咳…………… 特有の咳が消失，または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで 麻疹…………… 解熱後3日経過するまで 流行性耳下腺炎…………… 腫脹の発現後5日を経過し，かつ全身状態が良好になるまで 風疹…………… 発疹が消失するまで 水痘…………… すべての発疹が痂皮化するまで 咽頭結膜熱…………… 主要症状消退後2日経過するまで	飛沫感染し，学校において流行を広げる可能性の高い感染症
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎（追加）	
第3種	コレラ，細菌性赤痢， 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス，パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	飛沫感染はしないが，学校教育活動により流行を広げる可能性のある感染症
その他	『感染症法』に規定する新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，	新感染症は第1種とみなす。